

## 鹿 児 島 県 公 報

令和8年6月12日（金）第727号



鹿児島県

発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部学事法制課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 漁獲共済に係る区域の名称の変更 (水産振興課取扱い) 1  
 ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定に係る区域の名称の変更 (水産振興課取扱い) 2  
 ○肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 3  
 ○土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 3  
 ○公有水面の埋立ての承認の出願 (港湾空港課取扱い) 3

## 監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 7

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告 (生活安全企画課取扱い) 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第365号

次の表の左欄に掲げる告示の表中次の表の中欄に掲げる区域の名称をそれぞれ同表の右欄に掲げる区域の名称に令和8年4月1日付けで変更した。

令和8年6月12日

鹿児島県知事 塩田康一

左 欄	中 欄	右 欄
平成16年5月14日鹿児島県告示第973号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	いちき串木野市串木野区域（串木野市漁業協同組合の地区）	いちき串木野市串木野区域（旧串木野市漁業協同組合の地区）
平成16年5月14日鹿児島県告示第974号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	東串良町・大崎町区域（東串良漁業協同組合の地区）	東串良町・大崎町区域（旧東串良漁業協同組合の地区）
平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	垂水市牛根区域（牛根漁業協同組合の地区）	垂水市牛根区域（旧牛根漁業協同組合の地区）
平成23年12月2日鹿児島県告示第1138号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）	日置市東市来町・伊集院町・日吉町区域（旧江口漁業協同組合の地区）
平成27年10月27日鹿児島県告示第950号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	喜界町区域（喜界島漁業協同組合の地区）	喜界町区域（旧喜界島漁業協同組合の地区）
平成28年9月16日鹿児島県告示第875号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	徳之島町、天城町、伊仙町区域（とくのしま漁業協同組合	徳之島町、天城町、伊仙町区域（旧とくのしま漁業協同組合

	の地区)	の地区)
平成30年4月17日鹿児島県告示第497号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	薩摩川内市川内区域 （川内市漁業協同組合の地区）	薩摩川内市川内区域 （旧川内市漁業協同組合の地区）
平成30年4月17日鹿児島県告示第498号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	枕崎市区域 （枕崎市漁業協同組合の地区）	枕崎市区域 （旧枕崎市漁業協同組合の地区）
平成30年12月14日鹿児島県告示第1105号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	奄美市区域 （名瀬漁業協同組合の地区）	奄美市名瀬区域 （旧名瀬漁業協同組合の地区）
令和元年11月26日鹿児島県告示第518号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	与論町区域 （与論町漁業協同組合の地区）	与論町区域 （旧与論町漁業協同組合の地区）
令和4年4月19日鹿児島県告示第392号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	指宿市区域 （指宿漁業協同組合の地区）	指宿市区域 （旧指宿漁業協同組合の地区）
令和6年8月27日鹿児島県告示第626号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	鹿児島市谷山区域 （谷山漁業協同組合の地区）	鹿児島市谷山区域 （旧谷山漁業協同組合の地区）
令和7年1月17日鹿児島県告示第24号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	いちき串木野市湊町、大里及び川上区域 （市来町漁業協同組合の地区）	いちき串木野市湊町、大里及び川上区域 （旧市来町漁業協同組合の地区）
令和7年11月14日鹿児島県告示第660号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）	南さつま市坊泊区域 （坊泊漁業協同組合の地区）	南さつま市坊泊区域 （旧坊泊漁業協同組合の地区）

## 鹿児島県告示第366号

次の表の左欄に掲げる告示中同表の中欄に掲げる区域の名称をそれぞれ同表の右欄に掲げる区域の名称に令和8年4月1日付けで変更した。

令和8年6月12日

鹿児島県知事 塩田康一

左 欄	中 欄	右 欄
令和5年1月20日鹿児島県告示第58号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）	日置市東市来町・伊集院町・日吉町区域（旧江口漁業協同組合の地区）
令和5年8月25日鹿児島県告示第661号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	鹿児島市谷山区域（谷山漁業協同組合の地区）	鹿児島市谷山区域（旧谷山漁業協同組合の地区）
令和6年1月19日鹿児島県告示第42号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	与論町区域（与論町漁業協同組合の地区）	与論町区域（旧与論町漁業協同組合の地区）
令和6年1月26日鹿児島県告示第53号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）	日置市東市来町・伊集院町・日吉町区域（旧江口漁業協同組合の地区）

令和6年8月16日鹿児島県告示第610号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	東串良町・大崎町区域（東串良漁業協同組合の地区）	東串良町・大崎町区域（旧東串良漁業協同組合の地区）
令和7年2月21日鹿児島県告示第119号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	いちき串木野市湊町、大里及び川上区域（市来町漁業協同組合の地区）	いちき串木野市湊町、大里及び川上区域（旧市来町漁業協同組合の地区）
令和7年2月21日鹿児島県告示第120号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）	日置市東市来町・伊集院町・日吉町区域（旧江口漁業協同組合の地区）
令和7年12月19日鹿児島県告示第739号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	南さつま市坊泊区域（坊泊漁業協同組合の地区）	南さつま市坊泊区域（旧坊泊漁業協同組合の地区）
令和8年3月17日鹿児島県告示第172号（特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定）	薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）	薩摩川内市川内区域（旧川内市漁業協同組合の地区）

### 鹿児島県告示第367号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年6月12日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1198号	令和11年6月27日	副産動植物質肥料	フィッシュユソリュブル	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	枕崎水産加工業協同組合	枕崎市立神本町12番地

### 鹿児島県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南薩土地改良区の役員の内退任について次のとおり届出があった。

令和8年6月12日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した役員の氏名及び住所  
 監事 田中 峰生 指宿市開闢仙田1717番地

### 鹿児島県告示第369号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和8年6月12日から同年7月2日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所総務課において縦覧に供する。

令和8年6月12日

鹿児島県知事 塩田康一

古仁屋港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

## 1 出願に係る官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

熊本防衛支局

熊本市東区東町一丁目1番11号

熊本防衛支局長 高橋哲也

## 2 埋立区域

## (1) 位置

## ア 東側工区

大島郡瀬戸内町大字手安字田之又原905番10から924番1に接する国有海浜地を経て同町大字古仁屋字下間原1番8に至る間の地先公有水面

## イ 西側工区

大島郡瀬戸内町大字手安字田之又原894番9から904番6に接する道を経て905番10に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

## ア 東側工区

次の各地点のうち、①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成16年8月4日付け鹿児島県指令港第209号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.80メートルにより決定）、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ令和7年の秋分の満潮位（D. L. +2.19メートル）における国有海浜地と公有水面との境界線、⑨の地点と⑩の地点を結ぶ令和7年の秋分の満潮位（D. L. +2.19メートル）における公有水面と陸地との境界線並びに①の地点と⑩の地点を結ぶ平成21年2月17日付け鹿児島県指令漁港第484号及び鹿児島県指令港空第332号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.00メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 大島郡瀬戸内町大字手安字田之又原905番8の国土地理院須手四等三角点（北緯28度08分57秒6874、東経129度18分12秒3283）（以下「基点」という。）から148度16分13秒427.49メートルの地点

②の地点 ①の地点から213度30分06秒3.29メートルの地点

③の地点 ②の地点から303度29分49秒263.30メートルの地点

④の地点 ③の地点から346度59分46秒4.20メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から30度12分04秒68.50メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から120度13分01秒1.25メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から30度11分57秒9.86メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から58度37分10秒79.55メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から131度00分08秒69.67メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から160度24分24秒141.38メートルの地点

## イ 西側工区

次の各地点のうち、⑪の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成5年1月20日付け鹿児島県指令港第573号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.03メートルにより決定）、㉒の地点と㉓の地点を結ぶ令和7年の秋分の満潮位（D. L. +2.19メートル）における公有水面と陸地との境界線、㉓の地点と㉔の地点を結ぶ令和7年の秋分の満潮位（D. L. +2.19メートル）における国有海浜地と公有水面との境界線及び⑪の地点と㉔の地点を結ぶ平成16年8月4日付け鹿児島県指令港第209号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.80メートルにより決定）により囲まれた区域

⑪の地点 基点から245度30分21秒76.19メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から316度22分49秒0.23メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から226度16分23秒0.48メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から316度20分23秒1.24メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から46度19分37秒4.00メートルの地点

- ⑯の地点 ⑮の地点から316度20分32秒8.06メートルの地点  
 ⑰の地点 ⑯の地点から226度20分13秒4.00メートルの地点  
 ⑱の地点 ⑰の地点から316度19分24秒1.50メートルの地点  
 ⑲の地点 ⑱の地点から46度20分17秒36.28メートルの地点  
 ⑳の地点 ⑲の地点から316度20分14秒15.00メートルの地点  
 ㉑の地点 ㉐の地点から226度20分17秒36.28メートルの地点  
 ㉒の地点 ㉑の地点から316度22分39秒1.50メートルの地点  
 ㉓の地点 ㉒の地点から46度20分15秒4.00メートルの地点  
 ㉔の地点 ㉓の地点から316度20分17秒88.66メートルの地点  
 ㉕の地点 ㉔の地点から226度19分37秒4.00メートルの地点  
 ㉖の地点 ㉕の地点から316度20分32秒7.31メートルの地点  
 ㉗の地点 ㉖の地点から51度50分02秒34.21メートルの地点  
 ㉘の地点 ㉗の地点から109度37分04秒110.89メートルの地点  
 ㉙の地点 ㉘の地点から160度57分32秒19.40メートルの地点

## (3) 面積

## ア 東側工区

27,463.29平方メートル

## イ 西側工区

6,538.61平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

大島郡瀬戸内町大字手安字田之又原894番9に接する防波堤、904番9に接する道に接する国有海浜地及び921番と922番1に接する道から924番1に接する国有海浜地の地内並びに894番9に接する道から905番10を経て同町大字古仁屋字下間原1番8に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からヨの地点までを順次に結んだ線、ヨの地点から46度35分01秒3.40メートルの地点を円心とする半径3.40メートルの円周でヨの地点とラの地点とを結ぶ南側の円弧、ラの地点かららの地点までを順次結んだ線及びアの地点とらの地点を結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 基点から145度21分45秒491.06メートルの地点  
 イの地点 アの地点から214度36分33秒239.78メートルの地点  
 ウの地点 イの地点から303度29分20秒339.54メートルの地点  
 エの地点 ウの地点から316度21分00秒198.58メートルの地点  
 オの地点 エの地点から6度46分47秒365.04メートルの地点  
 カの地点 オの地点から96度42分55秒27.14メートルの地点  
 キの地点 カの地点から187度01分45秒21.06メートルの地点  
 クの地点 キの地点から96度56分18秒1.60メートルの地点  
 ケの地点 クの地点から96度16分42秒10.02メートルの地点  
 コの地点 ケの地点から187度23分51秒8.01メートルの地点  
 サの地点 コの地点から96度49分16秒40.38メートルの地点  
 シの地点 サの地点から51度50分02秒39.67メートルの地点  
 スの地点 シの地点から102度44分40秒13.40メートルの地点  
 セの地点 スの地点から106度36分08秒10.99メートルの地点  
 ソの地点 セの地点から111度27分36秒8.35メートルの地点  
 タの地点 ソの地点から111度28分09秒20.08メートルの地点  
 チの地点 タの地点から115度18分33秒5.37メートルの地点  
 ツの地点 チの地点から120度02分45秒7.09メートルの地点  
 テの地点 ツの地点から117度12分36秒7.47メートルの地点  
 トの地点 テの地点から112度59分07秒11.71メートルの地点

ナの地点	トの地点から109度02分23秒8.09メートルの地点
ニの地点	ナの地点から104度04分29秒11.22メートルの地点
ヌの地点	ニの地点から101度37分06秒16.69メートルの地点
ネの地点	ヌの地点から190度08分17秒3.04メートルの地点
ノの地点	ネの地点から101度51分19秒2.93メートルの地点
ハの地点	ノの地点から12度43分54秒3.00メートルの地点
ヒの地点	ハの地点から101度53分19秒9.38メートルの地点
フの地点	ヒの地点から226度49分11秒12.40メートルの地点
ヘの地点	フの地点から226度20分26秒17.65メートルの地点
ホの地点	ヘの地点から136度18分52秒2.74メートルの地点
マの地点	ホの地点から226度16分40秒58.98メートルの地点
ミの地点	マの地点から136度17分26秒0.72メートルの地点
ムの地点	ミの地点から226度16分07秒6.57メートルの地点
メの地点	ムの地点から136度20分02秒161.75メートルの地点
モの地点	メの地点から153度02分26秒1.42メートルの地点
ヤの地点	モの地点から61度47分57秒55.88メートルの地点
ユの地点	ヤの地点から331度49分17秒1.42メートルの地点
ヨの地点	ユの地点から46度16分04秒9.78メートルの地点
ラの地点	ヨの地点から91度37分13秒4.80メートルの地点
リの地点	ラの地点から46度09分10秒10.33メートルの地点
ルの地点	リの地点から46度09分14秒14.36メートルの地点
レの地点	ルの地点から138度39分30秒56.79メートルの地点
ロの地点	レの地点から170度20分57秒4.50メートルの地点
ワの地点	ロの地点から160度19分02秒2.12メートルの地点
ヲの地点	ワの地点から153度50分13秒3.63メートルの地点
ン	ヲの地点から153度50分31秒6.29メートルの地点
あの地点	ンの地点から158度36分22秒19.38メートルの地点
いの地点	あの地点から155度14分08秒20.37メートルの地点
うの地点	いの地点から149度28分22秒8.26メートルの地点
えの地点	うの地点から227度02分42秒2.75メートルの地点
おの地点	えの地点から172度38分44秒3.66メートルの地点
かの地点	おの地点から101度56分47秒4.86メートルの地点
きの地点	かの地点から135度02分51秒4.27メートルの地点
くの地点	きの地点から160度30分34秒8.12メートルの地点
けの地点	くの地点から169度07分47秒10.50メートルの地点
この地点	けの地点から160度58分36秒5.67メートルの地点
さの地点	この地点から140度48分19秒9.02メートルの地点
しの地点	さの地点から159度11分34秒9.90メートルの地点
すの地点	しの地点から187度35分23秒5.25メートルの地点
せの地点	すの地点から171度38分55秒12.99メートルの地点
その地点	せの地点から195度42分00秒5.13メートルの地点
たの地点	その地点から162度44分39秒15.84メートルの地点
ちの地点	たの地点から176度19分29秒46.44メートルの地点
つの地点	ちの地点から174度31分27秒3.21メートルの地点
ての地点	つの地点から172度09分54秒2.47メートルの地点
との地点	ての地点から170度10分31秒2.16メートルの地点
なの地点	との地点から167度54分05秒2.14メートルの地点
にの地点	なの地点から164度41分50秒2.74メートルの地点
ぬの地点	にの地点から162度16分38秒2.09メートルの地点
ねの地点	ぬの地点から160度04分28秒2.38メートルの地点

のの地点 ねの地点から157度07分19秒2.51メートルの地点  
はの地点 のの地点から154度43分04秒3.46メートルの地点  
ひの地点 はの地点から150度54分33秒3.24メートルの地点  
ふの地点 ひの地点から147度44分25秒3.03メートルの地点  
への地点 ふの地点から145度04分23秒2.09メートルの地点  
ほの地点 への地点から143度24分47秒2.43メートルの地点  
まの地点 ほの地点から139度44分02秒2.60メートルの地点  
みの地点 まの地点から137度16分06秒2.75メートルの地点  
むの地点 みの地点から134度22分53秒2.16メートルの地点  
めの地点 むの地点から132度25分04秒2.54メートルの地点  
もの地点 めの地点から129度01分56秒2.48メートルの地点  
やの地点 もの地点から125度59分56秒3.86メートルの地点  
ゆの地点 やの地点から124度11分52秒5.85メートルの地点  
よの地点 ゆの地点から124度09分39秒19.28メートルの地点  
らの地点 よの地点から124度13分52秒14.95メートルの地点

## (3) 面積

208,542.07平方メートル

## 4 埋立地の用途

ふ頭用地

## 5 出願年月日

令和8年5月29日

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第8号

令和8年3月27日付け監査第1025号の監査結果に基づき、令和8年5月14日付け財第27号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年6月12日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	宝来良治
同	柳 誠子

## 公 安 委 員 会 公 告

## 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年6月12日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

- 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 講習の種別及び実施期間
  - 新規取得講習

令和 8 年 8 月 24 日 (月) から同月 28 日 (金) まで (講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

(2) 追加取得講習

令和 8 年 8 月 27 日 (木) 及び同月 28 日 (金) (講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター (鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号)

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者

ア 受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分 (以下「3号」という。) の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年 国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (3号に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3号に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年 国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3号に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3号に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「修了証明書」という。) の交付を受けている者 (旧資格者証の交付を受けている者を除く。) で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近 5 年間に 3号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (3号に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3号に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3号に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3号に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

5 受講定員 (原則として受付先着順とする。)

(1) 新規取得講習

10 人 (ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)

(2) 追加取得講習

5 人 (ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和8年7月7日（火）から同月10日（金）まで

- イ 時間帯  
午前8時30分から午後4時まで
- (2) 受付場所
- ア 鹿児島県内に住所を有する者等  
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 鹿児島県外に住所を有する者  
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通  
講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4の(1)のイに該当する者
- a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者  
3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
- a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者  
3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
- a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のイに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通
- c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者
- a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
- a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
- a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
- a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法  
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込

み及び郵送等による申込みは認めない。 ) 。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490